

# 意見募集要領

**「東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」に係るパブリックコメントを実施します。**

このたび、「東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

## 1 東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の目的

この計画は、東大和市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための施策の考え方及び目標を定めるものです。また、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化し、「東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」として策定します。

## 2 計画の基本的な考え方

- ・国が定める基本指針に即し、かつ、東京都の高齢者保健福祉計画や保健医療計画との整合を図るものとします。また、市の「基本構想」、「基本計画」に基づき、「地域福祉計画」を上位計画として、他の福祉関連の計画等と調和・連携を図りながら施策を推進するものとします。
- ・この計画の期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることや、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を念頭に、社会の変化を踏まえながら施策を推進するものとします。
- ・「地域共生社会の実現」に向けて、包括的な支援と多様な主体の参加・協働を掲げて、諸施策を推進していくものとします。

## 3 内容

### 【理念と目標】

- ・計画の基本理念 「支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され 健康で生きがいを持って暮らせるまち 東大和」
- ・計画の基本目標 「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」

### 【高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的展開】

#### ◎地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・推進体制の強化
- ・在宅医療と介護の連携の推進

- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援体制整備の推進
- ◎包括的な相談・支援体制の充実
  - ・高齢者ほっと支援センターの機能強化
  - ・支え合う仕組みづくりの推進
  - ・介護者への支援
- ◎健康づくり・介護予防の推進
  - ・健康づくりの推進
  - ・社会参加・生きがいづくりの推進
  - ・介護予防・重度化防止の推進
- ◎介護保険サービスの充実・強化
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - ・居宅・地域密着・施設サービスの充実
  - ・サービスの質の確保・向上
  - ・介護人材の確保等
- ◎住まい・日常生活支援の充実
  - ・安心できる住まいの確保
  - ・生活支援の充実
  - ・高齢者虐待の防止等、権利擁護の充実
  - ・災害・交通安全・防犯体制の充実
  - ・感染症対策の推進

**【サービス利用の見込み】**

- ・介護保険事業（サービス利用量：推計中）

**【介護保険制度の円滑な運営】**

- ・標準給付見込額（サービス利用量確定後に試算）
- ・第1号被保険者の保険料基準額の算定（諸数値確定後に試算）
- ・介護保険事業の円滑な運営

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人

- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

## 5 意見の提出期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月4日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 ⇒ 広報・広聴 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課（東大和市役所2階2番窓口）  
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

## 7 市民説明会

第1回 令和5年12月8日（金）午後1時～午後3時 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和5年12月9日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

※手話通訳が必要な場合は、令和5年12月5日（火）までに事前に申し込んでください。

申込先：地域福祉部 障害福祉課 TEL 042（563）2111（内線1129）

FAX 042（563）5928

## 8 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課（東大和市役所2階2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930  
健幸いきいき部 地域包括ケア推進課 宛て
- ・ FAX 042（563）5930
- ・ 電子メール houkatsucare@city.higashiyamato.lg.jp
- ・ 電子申請（下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、URLからアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/434519>

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、  
住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事  
項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

### 10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。